

憲法審査会における実質論議の推進を求める意見書（案）

日本国憲法は昭和22年に施行以来70年を超えるこの間、一度も改正されることはなかったが、今や我が国を取り巻く国内外の情勢は制定時と比べ、大きく変化していることは国民が周知するところである。

昨今の東アジア情勢や頻発するテロなど、我が国の安全保障は一層緊迫度を増している。国内においても、各地で頻発する大規模災害等の緊急事態への対処、その他にも、日常生活、環境問題等に様々な課題が生じている。

そのため、国民が憲法改正論議の具体的な進展を望んでいる状況を、国会は真摯に捉えるべきである。

しかしながら、憲法審査会でも未だ活発な議論は行われていないのが現状であり、我が国の将来のためには、どのような憲法がふさわしいのか、守るべきところ、改正を目指すべきところなどを国民に示した上で、堂々と議論を展開する必要がある。

従って、国会においては、一日も早く憲法審査会において実質論議に入るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

様

和歌山県議会議長 藤山 将材

(提出者)

坂本 登

長坂 隆司

多田 純一

服部 一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

